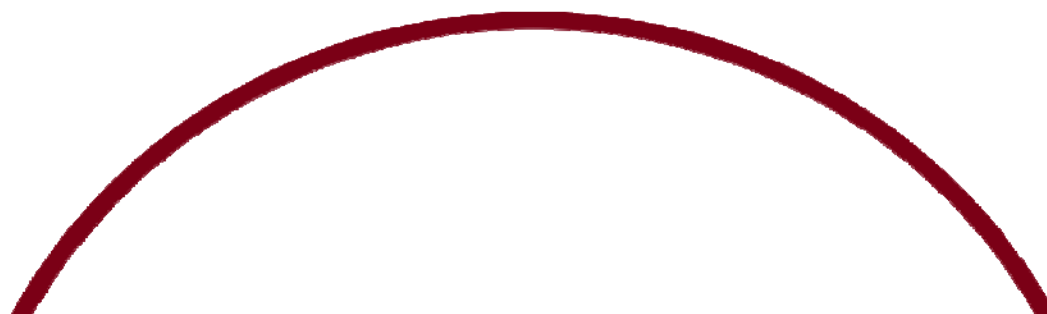


脆弱性(予備)評価結果 及び 基本計画の見直しの進め方について



脆弱性評価(予備)評価結果について

1. 今年度の脆弱性(予備)評価について

- (1) 基本計画の案の作成に際しては、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価を行い、その結果に基づいて作成することとなっている。(基本法※第17条第1項)
- (2) 今年度は、当懇談会の皆様の協力も経て、法的手続きに則って行う基本計画の見直しに先立ち、これまでの国土強靱化に関する取組を振り返るとともに、現状に関する概略・予備的な調査を行うため、脆弱性(予備)評価を実施してきたところ。

2. 脆弱性(予備)評価の結果の概要

★全文は「資料2-1別冊」のとおり

(1) 「起きてはならない最悪の事態」の見直し

現計画策定以降の社会情勢の変化や地域計画におけるリスク想定等を勘案し、「起きてはならない最悪の事態」についても、次のような追加等、見直しを行った。

- 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
- 劣悪な避難生活環境、被災者の健康管理の不全による多数の死者・病症者の発生
- 有形無形の文化の衰退・喪失
- 事業用地の取得が進まず、復興が大幅に遅れる事態

(2) 最悪の事態に至るプロセスの見える化

「起きてはならない最悪の事態」がどのようなプロセスで起こりうるかをフローチャートで「見える化」し、その回避に向けた現状の施策の組み合わせ等を整理し勘案しながら、脆弱性の分析を行った。結果、次のような事等が明らかとなった。

- 45の「起きてはならない最悪の事態」を回避するプログラム間の相互関係が整理され、交通、通信関連など、他の多くのプログラムへ影響を与えるものがある。
- 住宅・建物の倒壊、災害リスクの高い場所への人口集中など、最悪の事態に至るプロセスに頻繁に関与する事象がある。

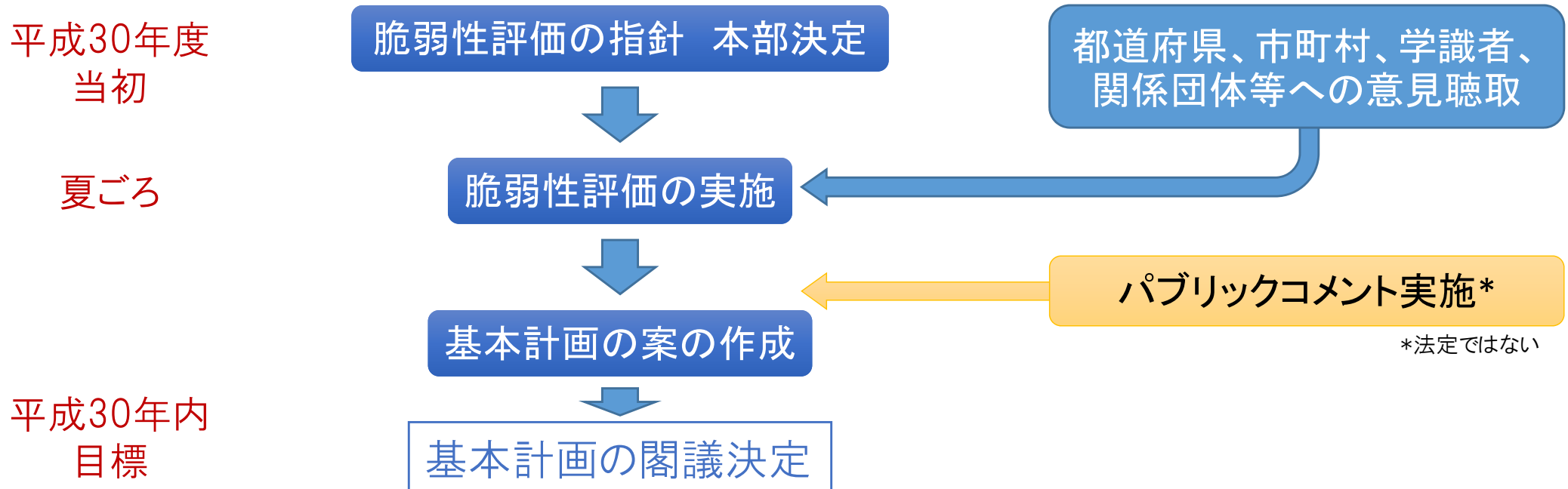
(3) 総合評価のポイント

脆弱性(予備)評価全体を通じた、現状の国土・経済社会システムの脆弱性とそれに対する施策の脆弱性の主なポイントは、次のような事項であった。

- 1) 国土利用、産業構造の脆弱性についての対応が必要
- 2) 発生頻度や被害の甚大さについて、調査研究が必要
- 3) ハード整備とソフト対策の適切な組み合わせが必要
- 4) リダンダンシーの確保とBCPの策定・実効性担保が必要
- 5) よりよい復興(Build Back Better)を意識した備えが必要

基本計画見直しの進め方(法定手続き)について

- 基本計画の見直しは、国土強靱化基本法第17条第1項(①～③)、同第10条第3項(④)に定める次の手順で行う。
 - ① 脆弱性評価の指針を定める(国土強靱化推進本部)
 - ② 指針に従い、脆弱性評価を行う(国土強靱化推進本部)
 - ③ 脆弱性評価結果に基づき、国土強靱化基本計画の案を作成する。(国土強靱化推進本部)
 - ④ 基本計画を閣議決定する。
- また、同法第17条第7項に基づき、あらかじめ、都道府県、市町村、学識経験を有する者及び国土強靱化に関する施策の推進に関し密接な関係を有する者の意見を聴く。
- 概略スケジュールは以下を想定する。



★手続きに加え、ナショナル・レジリエンス(防災・減災)懇談会においても、各段階で意見を伺う予定